

令和3年 第4回定例会

(会期：12月8日～10日)

主な案件

- ・ 条例の改正
- ・ 条例の制定
- ・ 条例の廃止
- ・ 過疎計画の制定
- ・ 一般会計補正予算
- ・ 各特別会計補正予算
- ・ 一般質問

条例の改正・制定

◆特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正
【提案理由】
非常勤消防団員の報酬を改
定するため、条例の一部を改
正するもの。



▲令和3年6月11日防災訓練の様子

問 村上 満 議員

国の方針に沿った改正か。

答 総務課長

総務省の方針に合わせたもの。

問 梅津 政志 議員

報酬以外の各班運営に係る
処置は。

答 総務課長

個人からの寄付は禁止なので、それに代わるものを新年度予算で対応する。

◆七ヶ宿町過疎地域の持続的
発展の支援に係る固定資産
税の課税免除に関する条例
の制定

【提案理由】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の特例を規定するため、条例を制定するもの。

◆七ヶ宿町国民健康保険税率
の一部改正
【提案理由】
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもの

◆七ヶ宿町国民健康保険条例
の一部改正
【提案理由】
健康保険法施行令の一部改正に伴う出産育児一時金の額を改定するため、条例の一部を改正するもの

条例の廃止・改正

◆山村地域農林漁業特別対策
事業に関する分担金徴収条
例の廃止
【提案理由】
事業の目的が終了したため、条例を廃止するもの。

◆小規模農道補修事業分担金
徴収条例の廃止
【提案理由】
事業の目的が終了したため、条例を廃止するもの。

◆七ヶ宿町特定公共賃貸住宅
条例の一部改正
【提案理由】
要件を満たした特定公共賃貸住宅の譲渡を可能とするため、条例の一部を改正するもの。

問 五十嵐 敏夫 議員

各地区に合計10棟ある住宅の建設経過年数は。又、譲渡条件と価格はどのように決めるのか。

答 農林建設課長

全ての住宅は建設後20年を超えている。
10年以上入居し、今後も5年以上住み続ける事が譲渡の条件。価格は不動産鑑定士が査定し町長が決定する。



▲特定公共賃貸住宅（滑津）

七ヶ宿町過疎地域

持続的発展計画を定めること

【提案理由】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、町の過疎地域持続的発展計画を定めるもの

問 梅津 政志 議員

この計画の優先順位は。

答 町長

保育所の建て替え、ライスセンターの拡張、有害鳥獣処理施設などから始めたい。

問 梅津 政志 議員

限界集落など、地域の活動が停滞しないよう集落を保つ計画は。

答 町長

元気な地域づくりを10年継続しているが、地域の方と必要に応じて懇談の場を広げながら情報収集・伝達をしっかりとしていく。生活環境を整え、集落にある資源を活用する。

問 村上 満 議員

公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、積極的に進めていくべきと考えるが。

答 町長

方針を作成中のため、整合性をとりながら計画を進めていく。

問 渡部 英幸 議員

指定管理者制度についてはどのように進めていくのか。

答 町長

民間にお願いすることにより、利用者の利便性を図る。今後も有利になる部分に関しては5年間に限らず続けていきたい。